

○倉敷市地域医療普及啓発事業補助金交付要領

平成28年4月1日

(趣旨)

第1条 少子高齢化社会にあっても、住民が安心して健康な生活を営むことができるよう、医療機関・行政機関・住民・企業等と連携して地域医療の普及啓発活動に取り組む団体等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。交付に関しては、倉敷市補助金等交付規則（昭和43年倉敷市規則第30号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 高梁川流域連携中枢都市圏において、地域医療をテーマとした事業を実施すること。
- (2) 本市から他の補助金等を受けていないこと。
- (3) 政治、宗教又は営利活動を目的としないこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める要件

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地域医療の普及啓発について、高い意欲を持って取り組む団体等であること。
- (2) 市内に活動拠点を置いている団体等であること。
- (3) 組織の運営に関する規則、会則等が定められている団体等であること。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、補助対象事業に係る経費のうち次に掲げる経費で市長が認定した額の合計額とする。

- (1) 広告宣伝費
- (2) 会場使用料及び会場設営費

(補助額等)

第5条 補助金の額は、前条の補助対象経費の額とし、400,000円を上限とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、所定の申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 対象経費明細書
- (4) 組織の運営に関する規則、会則等
- (5) 会員名簿
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付の適否を決定し、所定の通知書により交付対象者に通知するものとする。

(変更等の承認)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、所定の変更申請書により市長の承認を受けなければならない。ただし、対象経費内の総額20パーセント以内で増減する軽易な変更については、この限りではない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに所定の報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 対象経費明細書
- (4) 対象経費に係る領収証の写し等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金額の確定及び支払)

第10条 市長は、前条の報告があった場合において、当該事業が完了し、補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知のうえ、補助金を支払う。ただし、市長が特に必要があると認めると

きは、事業の完了前に、第7条の規定により決定した補助金の交付決定額の範囲内において、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金支払請求書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助金交付決定通知書の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

3 補助事業者は、第1項の規定により確定した補助金額が、同項ただし書により概算払された補助金額に満たない場合、その差額を返還しなければならない。

(監督等)

第11条 市長は、補助事業者に対して、補助の対象となる事業の遂行状況について報告を求め、又は調査することができる。

2 市長は、補助事業者が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に従って事業を行っていないと認めるときは、当該補助事業者に対して、事業の遂行に関し必要な指示を行うことができる。

3 市長は、補助金の適正な執行を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に対して、報告又は書類の提出を求め、必要に応じて勧告、助言又は援助を行うことができる。

4 市長は、事業の適正な執行に支障があると認めるときは、補助事業者に対して、事業の遂行の一時停止又は是正を命じることができる。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 第2条又は第3条に定める要件を満たさなくなったとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(3) 虚偽又は不正の事実に基づいて補助金の交付決定を受けたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金交付の決定の取消し又は交付決定額等の変更を行

った場合において、当該取消し又は変更に係る補助金が既に交付されているときは、補助事業者に対して、期限を定めてその補助金の返還を命ずるものとする。

(情報の公開)

第14条 補助事業者は、その活動内容等について情報の公開を行い、圏域の事業参加希望者や事業関係者等に情報提供を行うものとする。

(個人情報保護)

第15条 補助事業者は、補助事業を行うに当たって知り得た個人情報について、補助事業の実施以外の目的に用いてはならない。

(帳簿の保存)

第16条 補助事業者は、補助金に係る帳簿及び証拠書類を当該補助事業終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。